

技能実習移行対象職種 66職種123作業

2010年7月1日現在

1.農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸 畑作・野菜
畜産農業*	養豚 養鶏 酪農

2.漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業 まぐろはえ縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 底曳網漁業 流し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業作業 養殖業*
	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3.建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッショ式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立作業
とび	とび作業
石材加工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ作業	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	サッシ施工ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業

<参考>ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

4.食品製造関係(7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造 加熱乾製品製造 調味加工品 くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

注)*の職種はJITCO 認定職種

5.繊維・衣服関係(10職種17作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業 精紡工程作業 巻糸工程作業 合撫糸工程作業
織布運転*	準備工程作業 製織工程作業 仕上工程作業 糸浸染作業 織物ニット浸染作業 靴下製造作業 丸編みニット製造作業
染色	たて編ニット生地製造*
ニット製品製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイヤツ製造作業

外国人技能実習生受入事業



MTR 三重テクノリサーチ協同組合

三重県亀山市白木町3162-3 TEL.0595-82-8105 FAX.0595-82-9215

メール tatsumi@ruby.ocn.ne.jp URL http://www.justmystage.com/home/mtr/

三重テクノリサーチ協同組合は、団体監理型の実習生受入団体としての役割を担い、国際貢献をテーマとした実修生受入事業を活動していくことにいたしました。

参加企業の皆様に優秀な人材を紹介し、企業の発展に寄与したいと願っています。

三重テクノリサーチ協同組合



実習生受入事業の主旨

外国から研修生を受け入れ、
発展途上国の人材育成の一翼を担う。

➡➡➡ 国際貢献事業

外国から

日本企業

帰国後、母国にて活躍

3年間で技術・技能・知識の修得

実習制度組織

JITCO

財団法人 国際研修協力機構
(法務・外務・厚生労働・経済産業・国土交通、5省の公益法人)

この3つの輪が
しっかりと結びつくこと。
これが研修生受け入れには欠かせません。

CCOEC

送出機関／中国
中国海外経済合作総公司



実習制度概要

団体の責任及び監理

1年目	2年目	3年目
技能実習1号口	技能実習2号口	技能実習2号口
講習 《企業での技能等修得》		
技能検定基礎2級等合格		

労働関係法令適用

適正な技能実習生受入れのための留意点

▶受入組合(監理団体)の役割◀

監理団体による指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化

技能実習生の本邦における技能等の修得活動が終了するまで監理団体が技能実習の指導・監督・支援を行うことになります。監理団体の主要な要件は次のとおりです。

- 技能等に関する一定の経験及び知識を有する監理団体の役職員による技能実習計画の策定
- 1月に1回以上監理団体の役職員による実習実施機関への訪問指導
- 3月に1回以上監理団体の役員による監査の実施及び地方入国管理局への報告
- 技能実習生からの相談に対応する体制の構築(相談員の配置等)
- 監理団体による技能実習生の帰国担保措置(帰国情費の確保等)
- 実習実施機関での技能実習継続が困難な場合における新たな実習実施機関への移行努力
- 監理に要する費用を徴収する場合は徴収する機関に対する金額及び使途の明示
- 監理に要する費用を技能実習生に直接または間接に負担をさせることの禁止

▶実習実施機関(受入企業)の役割◀

計画に沿った技能実習の実施

技能実習生は、技能等の修得を目的に入国することから、技能実習計画の内容を実習実施前に十分に説明し、理解させることが必要です。また、計画の達成の度合いを確認するために、技能実習日誌を作成する必要があります。

賃金の支払い

技能実習生に対しては最低賃金法をはじめ労働関係法令を遵守した賃金の支払いを行う必要があります。時間外労働や休日労働などを行わせたときは、所定の割増賃金を支払うことになり、また食費や寮費等を賃金から控除する場合は、労働基準法にのっとった労使協定の締結が必要であり、控除額は実費を超えてはなりません。

不適切な方法による管理の禁止

技能実習生の失踪等問題事例の発生防止を口実として、技能実習生に対し宿舎からの外出を禁止したり、技能実習生の旅券や外国人登録証明書を預かったりしてはなりません。また、技能実習生に対して携帯電話の所持や来客との面会等を禁止することにより親族や友人等との連絡を困難にさせることも不適切な方法による管理にあたります。

不正行為について

基本的な考え方

「不正行為」の具体的な内容は、上陸基準省令に規定されており「技能実習の適正な実施を妨げるもの」が「不正行為」の対象となります。「不正行為」を行ったと認定された機関は、研修生・技能実習生の受け入れが一定期間停止されます。

受入企業の満たすべき要件

- 1.継続的に安定的な企業経営
- 2.従業員10名以上で、就業規則を備えていること。
- 3.技能実習移行可能職種であること
現在認定を受けている職種 66職種 123作業
- 4.適切な宿泊施設の確保
- 5.経営者が技能実習制度の意味を充分理解していること

受入可能な人数の枠

受入企業の規模により受入人数は異なります。

受入を行う企業の常勤職員数	研修生の人数枠
101人以上200人以下	10人
51人以上100人以下	6人
50人以下	3人

モデルケース

3年間の受入可能人数…一回の受入可能人数<3人の場合>

	第一期生	第二期生	第三期生	合 計
1年目	技能実習生3名	3名
2年目	技能実習生3名	技能実習生3名	...	6名
3年目	技能実習生3名	技能実習生3名	技能実習生3名	9名
4年目	帰 国	技能実習生3名	技能実習生3名	↓
5年目		帰 国	技能実習生3名	↓
6年目			帰 国	↓

研修生受入費用および実習生費用の概算

受入企業は、160時間以上の講習を経て、技能実習生と邦人従業員と同様に雇用契約を交わし給与を支給する必要があります。
主な費用は下記の通りです。

【月ごとの費用】

費 用 項 目	説 明
講 習 費 用	受入組合が負担
宿 舍 関 係 費 用	実習生の個人負担
受 入 組 合 管 理 費	交渉/JITCO対応/各種申請等事務費用
送 出 機 関 管 理 費	国内予備面接、事前研修諸費用
社会保険／労働保健	技能実習生は労働者と同じ扱いになり実習生負担(給与より控除)

【年一回の費用】

費 用 項 目	説 明
JITCO 賛 助 会 費	一社 50,000円

実習生が160時間講習から技能実習生になると、企業と雇用契約を結び労働者とみなされます。
企業は他の労働者と同じく、実習生に報酬を与えること、労働／社会保険への加入が義務付けられます。

技能実習生受入れの流れ

